別紙２

法人ＪＡネットバンク利用規定の改正新旧対照表

（下線は、改正箇所）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>第１章　総則
1　法人JAネットバンク
(1)～(3)　（略）
(4)　月額利用料
<table><tr><td>a～b</td><td>（略）</td></tr><tr><td>c</td><td>月中に本サービス利用の契約が解約された場合でも、設定した月額利用料（全額）を徴収します。（日割り計算は行いません。）</td></tr></table>
2～11　（略）

12 当組合からの解約
(1)～(2)　（略）
(3)　契約者に次の場合の事由が一つでも生じたときは、当組合は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当組合に対する届出住所に対し、当組合が解約通知を発送したときに生じるものとします。
<table><tr><td>a～g</td><td>（略）</td></tr><tr><td></td><td>（削　除）</td></tr><tr><td>h～i</td><td>（略）</td></tr><tr><td>j</td><td>契約者が、自ら、または第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
(a)～(e)　（略）
(f)　契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認める行為</td></tr><tr><td>k</td><td>本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当組合が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当組合が判断した場合</td></tr><tr><td>l</td><td>契約者が当組合に届け出た事項の全部、または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合、またはそれらの疑いがあると当組合が判断した場合</td></tr></table></td><td>第１章　総則
第１条　法人JAネットバンク
1～3　（略）
4　月額利用料
(1)～(2)　（略）
（新　設）

第２条～第11条　（略）

第12条　当組合(会)からの解約
1～2　（略）
3　契約者に次の各号の事由が1つでも生じたときは、当組合（会）は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当組合（会）に対する届出住所に対し、当組合（会）が解約通知を発送したときに生じるものとします。
(1)～(7)　（略）
(8)　当組合（会）への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき
(9)～(10)　（略）
(11)　契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

ア～オ　（略）
（新　設）

（新　設）

(12)　契約者・当組合（会）間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合（会）</td></tr>
</table>

（下線は、改正箇所）

新	旧
m　契約者が当組合に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限られません。）の全部、または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当組合が判断した場合	が認めたとき
n　当組合が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じない場合	（新　設）
o　その他、当組合がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき。	（新　設）
(4)　当組合は、本条(3)の場合の事由が一つでも生じた場合や、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当組合はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。	(13)　その他、当組合（会）がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき 当組合（会）は、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当組合（会）はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。
13～27　（略）	（新　設） 第13条～第27条　（略）
第２章　照会・振込サービス	第２章　照会・振込サービス
28　（略）	第28条　（略）
29　振込・振替機能	第29条　振込・振替機能
(1)～(8)　（略）	1～8　（略）
(9)　依頼内容の訂正、組戻し	9　依頼内容の訂正、組戻し
a　（略）	(1)　（略）
b　振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻手続を行う場合、本条(2)の振込手数料等相当額は返却しません。 (a)～(c)　（略）	(2)　振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引を行った契約口座の口座管理店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手続を行う場合、本条第２項の振込手数料等相当額は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。
c～d　（略）	

（下線は、改正箇所）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
第３章　（略）

第４章　伝送サービス

31～35　（略）

36　総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定

(1)～(11)　（略）

(12)　依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除きます。）

<table>
<tr><td>a</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>b</td><td>振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻手続を行う場合、本条(1)の伝送振込手数料等相当額は返却しません。

(a)～(c)　（略）</td></tr>
<tr><td>c</td><td>（略）</td></tr>
</table>
37　口座振替

(1)～(2)　（略）

(3)　口座振替依頼書の受理等

<table>
<tr><td>a</td><td>伝送契約者が貯金者から貯金口座振替依頼書（以下、「依頼書」といいます。）および貯金口座振替申込書（以下、「申込書」といいます。）を受理した時は、依頼書を当組合に提出するものとします。当組合は記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他の不備事項がある時は依頼書にその旨を付記し（または別添資料等により）、伝送契約者に返戻するものとします。</td></tr>
<tr><td>b～c</td><td>（略）</td></tr>
</table>
(4)～(12)　（略）

38～39　（略）

以上
</td><td>
ア～ウ　（略）

(3)～(4)　（略）

第３章　（略）

第４章　伝送サービス

第31条～第35条　（略）

第36条　総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定

1～11　（略）

12　依頼内容の訂正・組戻し（口座振込を除く。）

(1)　（略）

(2)　振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取りまとめ店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。組戻手続を行う場合、本条第１項の伝送振込手数料等相当額は返却しません。また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。

ア～ウ　（略）

(3)　（略）

第37条　口座振替

1～2　（略）

3　口座振替依頼書の受理等

(1)　伝送契約者が貯金者から依頼書および申込書を受理した時は、依頼書を当組合（会）に提出するものとします。当組合（会）は記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他の不備事項がある時は依頼書にその旨を付記し（または別添資料等により）、伝送契約者に返戻するものとします。

(2)～(3)　（略）

4～12　（略）

第38条～第39条　（略）

以上
</td></tr>
</table>

付　則

この規定の改正は、令和７年１０月１日から施行する。